河南町消費生活だより

第９号　平成２５年６月発行

　みなさん、こんにちは。
（独）国民生活センターには、金融関連・商品サービスに関するトラブルが多く寄せられています。
　そこで、第９号では、金融商品に関する相談事例やトラブルにあわないために注意するポイントについて考えたいと思います。

●金融商品って何？

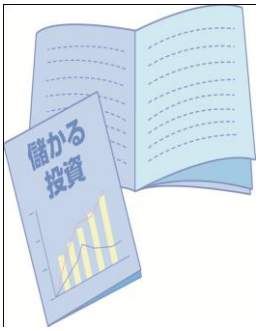

　銀行、証券会社、保険会社など金融機関が提供･仲介する各種の預金、投資信託、株式、社債、公債、保険など金融商品取引法により規制されるものをいいます。

～金融商品取引法～

　投資性のある金融商品を取引する際の利用者保護と、透明で公正な市場づくりをめざした法律です。（※一般の預金、保険等は対象外）

●金融商品に関する相談事例

1. カンボジアの土地利用権を代理で買えば、10倍で買い取るという電話勧誘があった。来週、代金を振り込む予定だが、大丈夫？
2. リスクの説明もなく、内容も分からないまま投資信託と投資型年金の金融商品を購入させられたが、大丈夫？

・事業者は、顧客に対して、真実ではないことを言って商品を購入させたり、「必ず上がります」「絶対に〇〇になります」などと断定をしたり、そう思わせるような表現を使って勧誘することは禁止されています。
・金融商品は、必ず安全というものではありません。投資判断を誤らせるセールストークなどに、だまされないようにしましょう。
・取引を事業者に任せっきりにすることは絶対にしないようにしましょう。

●金融商品トラブルにあわないために…事業者に義務付けられているのでまず確認！

① 内閣総理大臣への登録
※登録業者かどうかは、金融庁のホームページで確認できます。ただし、登録業者だからといって、取引の安全性が保証されているわけではないので注意しましょう。

②顧客の知識や経験、資産状況、購入目的などを確認したうえで、顧客に合った商品をすすめること。
※分からないことは納得のいくまで説明をしてもらいましょう。

③契約前と契約後には、契約内容を説明した書面を顧客に渡すこと。
※交付された書面は、勧誘や取引の証拠になるので、必ず保管するようにしましょう。

～平成２４年度 河南町の消費生活相談の傾向 ～

平成24年度、消費生活相談窓口に寄せられた相談件数は、32件でした。

●平成 23 年度● （H23.4.1～H24.3.31 まで） ***27件***

順　位	商品・役務	件　数
1	運輸・通信サービス	7
2	金融・保険サービス	5
	土地・建物・設備	5
3	住居品（浄水器など）	3
4	その他（被服品など）	7

●平成 24 年度● （H24.4.1～H25.3.31 まで） ***32件***

順　位	商品・役務	件　数
1	運輸・通信サービス	12
2	金融・保険サービス	5
	土地・建物・設備	5
3	食料品	3
4	保健・福祉サービス	2
	住居品（消火器など）	2
5	その他	3

去年と比較すると相談内容の順位にほとんど変化はありませんでしたが、1位の運輸・通信サービストラブルは、相談が増えています。そこで、インターネット関連トラブルの事例をご紹介します。

パソコンで動画を見ようとしたら、アダルトサイトにつながった。いくつかの質問に「はい」をクリックしたら登録され、料金を請求された。

オンラインゲーム会社から突然、ID を永久停止するとのメールが届いた。
身に覚えがなく、一方的で納得できない。

●おかしいな、困ったなと思った時は、すぐにご相談ください。

※４月１日から、消費生活相談業務の広域化がスタートしました。これに伴い、河南町および富田林市、太子町、千早赤阪村の消費生活相談は「富田林市消費者相談室」が窓口となります。

【相 談 窓 口】　富田林市消費者相談室

☎　０７２１－２５－１０００（平日午前１０時～正午、午後１時～３時）

[発行・問い合わせ先]　河南町役場　環境・まちづくり推進課（役場２階）

☎　０７２１－９３－２５００　（内線２８１・２８２）